

# 軽自動車税（種別割）のお知らせ

■問い合わせ  
本庁税務課市民税係（☎34-2173）

## 納税通知書を4月30日に発送します

お手元に届きましたら、内容をご確認の上、納期限（5月31日<sup>①</sup>）までにお近くの金融機関またはコンビニエンスストアで納付をお願いします。

## 減免申請を受け付けます

本年度の軽自動車税（種別割）の減免申請を次のとおり受け付けます。昨年度に減免を受けた人も改めて手続きが必要です。なお、減免は普通自動車・軽自動車合わせて一台のみで、福祉乗車券との重複申請はできません。

### ■対象者

身体、知的または精神に障がいのある人とその介護者

障がいの区分	該当級数（本人運転）
視覚障害	1～4級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障害	1級、3～4級
平衡機能障害	3級
音声機能障害	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）
上肢不自由	1～2級
下肢不自由	1～6級
体幹不自由	1～3級、5級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能：1～2級 移動機能：1～6級
聴覚障害	2～3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1～4級
肝臓機能障害	1～4級
知的障がい者：障害の程度A 精神障がい者：障害等級1級	

※生計を同じくする人や常時介護する人が運転する場合は、市ホームページをご覧ください

※複数の障がいがある人は、それぞれの障がい「身体障害者手帳の身体障害者等級表による級別」欄に記載

された障がいの級別に該当するものとみなします

### ■対象車両

障がいのある人が所有し、本人または生計を同じくする人が運転する軽自動車 ※本人の所有以外で減免が受けられるのは、本人が18歳未満の場合か、知的または精神に障がいがある場合に限りです

### ■申請に必要なもの

①障がいに関する手帳 ②自動車検査証 ③運転する人の免許証 ④納税通知書 ⑤本人以外が運転する場合は、その使用目的に応じた証明書など ⑥印鑑 ⑦個人番号カードまたは通知カード

### ■申請日時・場所

期日	時間	場所
5月6日 <sup>①</sup> ～ 24日 <sup>②</sup> ※ <sup>③</sup> 日除く	8:30～17:15	本庁税務課
5月10日 <sup>④</sup>	9:30～13:00	江刺総合支所 市民生活グループ
5月11日 <sup>⑤</sup>		前沢総合支所 市民福祉グループ
5月12日 <sup>⑥</sup>		胆沢総合支所 市民生活グループ
5月13日 <sup>⑦</sup>		衣川総合支所 市民福祉グループ

### ■郵送申請

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での申請を受け付けます。5月24日<sup>⑧</sup>（当日消印有効）までに、①軽自動車税減免申請書（問い合わせ先で配布、市ホームページにも掲載）②障がい者手帳の写し（顔写真、障がい名と等級欄、住所が分かるそれぞれのページ）③自動車検査証の写し ④運転する人の免許証の写し ⑤本人以外が運転する場合は、その使用目的に応じた証明書など ⑥個人番号カードまたは通知カードの写しを「〒023-8501 ※住所記載不要 奥州市役所 財務部税務課」まで送付してください。※期限を過ぎると受け付けできません

# 住宅リフォーム費用を助成します

■問い合わせ・申請先  
本庁都市計画課住宅係（江刺総合支所・☎34-1665）

市内の業者に依頼して住宅リフォームを行う人に、商品券で助成します。詳しい内容は市ホームページをご覧ください。



### ■対象

申請者が所有し、自ら居住している築10年以上経過した住宅

### ■申し込み資格

市税などの滞納がなく、この制度以外の国や県、市

の補助金を受けていないことなど

### ■助成額

税抜き30万円以上の機能維持工事は1/20（上限5万円）、機能向上工事は1/10（上限10万円）

### ■受付開始日

4月15日<sup>⑨</sup> ※予算額に達した時点で終了

### ■注意事項

工事の契約前に申請が必要

# 医療用ウィッグと乳房補正具の購入費用を助成します

■問い合わせ・申請先  
本庁健康増進課健康づくり係（☎34-2903）、各総合支所健康増進担当

がん患者などの経済的負担を軽減し、社会参加の促進と療養生活の質を向上させるため、4月から医療用ウィッグ（かつら）と乳房補正具の購入費用を助成します。

### ■対象者

①がん治療の副作用で脱毛した人、または乳房切除術を受けた人  
②医療用ウィッグ・乳房補正具を購入した日に、市内に住所を有する人

### ■助成額

購入費用の全額または助成限度額のいずれか低い額

### ■助成限度額

①医療用ウィッグ（かつら）2万円  
②乳房補正具 左右各1万円

### ■対象の補正具

①医療用ウィッグ（全頭用）  
※毛髪付き帽子、部分ウィッグは対象外  
②乳房補正具（人工乳房、パッドおよびニップル）

### ■助成対象外

①購入のために要する交通費、送料、代金決済手数料などの諸費用  
②付属品、ケア用品などの購入費  
③体内に挿入する人工乳房、パッドおよびニップルを固定する下着類

### ■申請期限

医療用補正具を購入した日から6カ月以内  
※領収日が4月1日以降のものに限る

### ■申請書類

申請書兼請求書（問い合わせ先で配布、市ホームページにも掲載）、治療内容を証明する書類の写し、領収書など

### ■申請方法

申請書類を持参または郵送（〒023-8501 ※住所記載不要）で申請先へ提出



# 固定資産のお知らせ

■問い合わせ  
本庁税務課土地係（☎34-2375）、  
家屋係（☎34-2376）

## 土地・家屋の評価替えを行いました

固定資産税の基本となる土地・家屋の評価額は、3年ごとに見直し（評価替え）をすることになっており、今年の1月1日に評価替えを行いました。

4・5年度は、評価額を原則として据え置きとします。

### ■土地

○評価替えによる課税地目の見直しにより、評価額や課税額が上昇する場合があります  
○市内の土地が全般的に下落した場合は、4・5年度でも価格を修正します

### ■家屋

○床面積の変更などが無い限り、評価額は3年間変わりません

## 現況調査を実施します

適正な課税を行うため、課税対象となる土地と家屋の現況調査を毎年実施しています。調査員が敷地内に立ち入ることがありますので、ご理解をお願いします。  
○台帳に基づき、地目や家屋の種類を確認します  
○台帳に記載されていない場合や台帳と相違する場合は、次年度から変更します。これにより課税額の変更や、新しく課税される場合があります  
○所有者などの確認のために、お話を伺うことがあります  
○所有者が不在でも調査する場合があります  
○調査員は身分証明書を携帯しています。調査員が市税などを徴収したり、家屋の修繕を勧めたりすることは一切ありません